

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令167条の6第1項（昭和22年政令第16号）及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。

また、当該案件は開札及び落札候補者決定後に候補者について資格の有無を審査する事後審査方式とします。

2026年（令和8年）3月6日

福山市長 枝広 直幹

1 業務名	公共用水域等水質・底質分析業務
2 業務内容	別紙仕様書のとおり
3 履行期間	契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで
4 入札参加資格要件	
①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。	
②福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと（公告の日から落札決定の日まで）。	
③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者	
④資格要件確認書類提出書を提出する時点で、福山市に納付すべき市税の滞納がない者	
⑤資格要件確認書類提出書を提出する時点で、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者	
⑥代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に該当しない者	
⑦2025（令和7）・2026（令和8）年度福山市入札参加資格（測量、建設コンサルタント等業務）を有する者	
⑧計量法第107条の規定による登録（濃度及び特定濃度）を受けていること。	
⑨広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者	
⑩2021年度（令和3年度）以降、国又は地方公共団体に対し、類似の業務（船舶を用いて検体を採水し分析を行う）の契約実績があること。	
5 開札までの日程	
①入札書受付期間	2026年（令和8年）3月13日（金）から 2026年（令和8年）3月18日（水）17時まで
②質問書提出期限	2026年（令和8年）3月12日（木）17時まで
③質問書提出先	経済環境局環境部環境保全課（084-928-1072）
④質問に対する回答期限及び方法	2026年（令和8年）3月13日（金） 福山市環境保全課ホームページに掲載 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kankyohozen/
⑤開札日時（立会は、任意）	2026年（令和8年）3月19日（木） 9時30分
⑥開札場所	福山市役所本庁舎8階多目的室3（福山市東桜町3番5号）
落札候補者には、資格要件確認書類提出依頼書をメールするので、開札日の翌日（市の休日を除く。）の17時までに次の書類を環境保全課に提出すること。なお、資格審査の結果、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、その者に必要な手続を別途案内する。	
⑦資格要件確認書類	「資格要件確認書類提出書」、「計量証明事業登録証の写し（濃度及び特定濃度）」、「誓約書」及び「業務実績報告書」※「委任状」及び「使用印鑑届」は必要とする場合のみ提出すること。
6 その他	
・福山市が定める入札条件に従うこと。	
・入札保証金、入札違約金、郵送入札の可否、無効入札その他必要な事項については、福山市環境保全課のホームページに掲載する入札条件に定めるものとする。	
・2026年度（令和8年度）予算不成立の場合、本公告は廃案とする。	

《 入札条件 》

(1)入札方式及び入札書の提出方法について	別紙「郵便等入札の手引」に基づき、郵便等で実施する。
(2)入札保証金	免 除
(3)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4)契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上としその種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納付のこと。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。
(5)落札者の決定方法	<p>地方自治法第234条第3項(競争入札)により決定する。</p> <p>開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認められた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、指定する日時及び場所に入札書を持参し、再度入札を行い、最低価格入札者を落札候補者とする。</p>
(6)契約締結について	落札者は、2026年(令和8年)4月1日に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
(7)特記事項	<p>公正な入札の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。 ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 <p>・ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、</p> <p>ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。</p> <p>イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>